

初診時には

# 紹介状



(診療情報提供書)をお持ちください

200床以上の病院では、初診の患者さんが他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちでない場合に、診療費とは別に選定療養費を徴収することが義務付けられています。選定療養費には、医療保険や各種の医療証（乳・子）は適応されず、自己負担となりますのでご了承ください。

他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた場合には、選定療養費はかかりません。

- ✳️ 待ち時間改善のため、予約の患者さん、他院からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちの患者さんを優先的に診察させていただいております。
- ✳️ 予約外・紹介状をお持ちにならず来院された場合には、待ち時間が長くなる場合がありますので、あしからずご了承ください。
- ✳️ なお、症状によって早急な対応を要する場合には、診察順が前後することがあります。